

○財務省告示第二百七十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成三十年七月豪雨による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成三十年十月十七日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成三十年七月豪雨による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成三十年十一月二十六日とする。

都道府県	指定地域
岐阜県	岐阜市 高山市 関市 中津川市 美濃市 恵那市 美濃加茂市 可児市 山県市 飛騨市 本巣市 郡上市

<p>兵庫 県</p>	<p>京都 府</p>	
<p>篠山市 西脇市 豊岡市 姫路市</p>	<p>与謝郡与謝野町 与謝郡伊根町 船井郡京丹波町 南丹市 京丹後市 宮津市 綾部市 舞鶴市 福知山市</p>	<p>大野郡白川村 加茂郡東白川村 加茂郡白川町 加茂郡八百津町 加茂郡七宗町 加茂郡川辺町 加茂郡富加町 加茂郡坂祝町 下呂市</p>

鳥取県

鳥取市
八頭郡若桜町
八頭郡智頭町
八頭郡八頭町
東伯郡三朝町
西伯郡南部町
西伯郡伯耆町
日野郡日南町
日野郡日野町
日野郡江府町

養父市
丹波市
朝来市
宍粟市
たつの市
多可郡多可町
神崎郡市川町
神崎郡神河町
赤穂郡上郡町
佐用郡佐用町
美方郡香美町

<p>岡山県</p>	<p>島根県</p>
<p>岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和气郡和气町 都窪郡早島町 浅口郡里庄町 小田郡矢掛町 小田郡鏡野町 英田郡西栗倉村 加賀郡吉備中央町</p>	<p>江津市 邑智郡川本町</p>

<p>愛媛県</p>	<p>山口県</p>	<p>広島県</p>
<p>今治市 宇和島市 八幡浜市 大洲市 西予市 北宇和郡松野町 北宇和郡鬼北町</p>	<p>岩国市</p>	<p>広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町</p>

福岡県	高知県
飯塚市 久留米市	安芸市 宿毛市 土佐清水市 香南市 長岡郡本山町 幡多郡大月町 幡多郡三原村